

住民票を交付請求される方へ（法人の場合）

平成 20 年 5 月 1 日の住民基本台帳法の一部改正（裏面参照）により、住民票の交付請求の方法及び添付書類が変更されました。

1. 申請書（必ず社判を押印してください。コピー不可）

- | | |
|--|----------------|
| ① 請求理由 →具体的に記載してください。営利目的やプライバシー侵害に当たるような申請は不可 | ② 該当者の氏名、住所 |
| ③ 法人（支店・営業所含む）の名称、代表者の氏名、事業所の所在地、担当者の所属部、電話番号 | ④ 申請の担当者の氏名、住所 |

2. 申請する法人の確認資料（①、②ともに還付します。還付不要の際はその旨をお申し出ください。）

- ① 代表者事項証明や現在事項証明など、法人の存在を公的に証明するもの（証明日及び発行日より 3 ヶ月以内のもの）
- ② ①上に記載されていない支店などで申請を行う場合は、①に加えその存在を証明するもの（インターネット上の会社概要の出力などで可）

3. 申請を行う担当者の本人確認書類 ①、②（コピー不可）

- ① 申請の担当者の社員証、在職証明書、または法人から申請手続きを委任する旨を明記してある委任状
- ② 申請の担当者の公的機関が発行した有効期限内の身分証明書（いずれも氏名、住所、生年月日、写真等、身分事項が判読可能なもの）
 - ・運転免許証 ・マイナンバーカード ・写真付きの住民基本台帳カード ・健康保険証

4. 該当者の疎明書類（①、②すべて還付します。還付不要の際はその旨をお申し出ください。）

- ① 該当者と申請者の利害関係を証明する書類
 - 契約書等、該当者の氏名、住所が記載されたもの
 - ※インターネット契約等で契約書原本が存在しない場合は、データ出力に社判を押印してください。
- ② 別の法人から業務委託を受けている場合、債権譲渡契約書、委託契約書など委託関係のわかるもの
 - 社判が押印された原本のコピー。やむをえず該当者にあてた債権譲渡通知書等のデータの出力を添付する場合は必ず社判を押印してください。

5. 手数料

1 通につき手数料¥300。改製原住民票などが必要なケースでは、追加で発行する分にも 1 通につき手数料¥300 必要になります。

ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

<お問い合わせ先 茂原市役所 市民課 電話 0475-20-1502（直通）>

<根拠法令等>

住民基本台帳法第12条の3（抜粋）

第1項 市町村長は、(略)当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（※氏名、生年月日、性別、住民となった日、住所及び住定日、前住所）のみが表示されたものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写しを交付することができる。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者

三 住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

第4項 第1項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出者の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあつては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たっている者の氏名及び住所

三 当該申出の対象とする者の氏名及び住所

四 第1項に規定する住民票の写しの利用の目的

六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

第5項 第1項の申出をする場合において、現に申出の任に当たっている者は、市町村長に対し、個人番号カードを提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該申出の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない。

第6項 前項の場合において、現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たっている者は、市町村長に対し、総務省令で定める方法により、申出者の依頼により又は法令の規定により当該申出の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない。

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（抜粋）

第10条 法第12条の3第1項の規定による住民票の写し等の交付の申出は、同条第4項各号（※申出者住所、氏名等）及び次項に掲げる事項を明らかにするため市町村長が適当と認める書類を提出してしなければならない。（略）市町村長が必要と認めるときは、同条第4項第四号（※利用の目的）の事項を証する書類の提示又は提出を求めるものとする。

第11条 法第12条の3第5項に規定する総務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

第1項第1号イ 住民基本台帳カード等であつて現に申出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法

※住民基本台帳カード等→省令第2条第3項第1号（抜粋）「住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。以下「住民基本台帳カード等」という。）」

ロ イの書類をやむを得ない理由により提示することができない場合にあつては、現に申出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法（略）その他の市町村長がイに準ずるものとして適当と認める方法

第3号 住民票の写し等の送付を求めるときは、(略)次に掲げる方法

イ 第1号イ又はロの書類の写しを送付し、(略)市町村長が同号に準ずるものとして適当と認める方法（ロに掲げる方法による場合を除く。）

ロ 申出者が法人の場合において、現に申出の任に当たっている者が当該法人の役職員又は構成員であるときは、第1号イ又はロの書類の写し及び当該法人の主たる事務所の所在地を確認するため市町村長が適当と認める書類を送付し、(略)市町村長が同号に準ずるものとして適当と認める方法

総務省自治行政局市町村課 平成20年12月19日付事務連絡

「法人等から契約に基づく債権の行使・債務の履行のために住民票の写し等の交付の申出があった場合の対応について」

(1) 申出書の内容の確認

申出書には、法人等の名称、法人等の代表者の氏名、法人等の主たる事務所（本店、支店、営業所、事業所等）の所在地、申出の任に当たっている者の氏名及び住所、申出対象者の氏名及び住所並びに利用目的が記載されているかどうか確認する必要がある。

また、法人等からの申出の意思を確認するため、法人等の代表者印（印鑑登録済みの社印、通常使用している社印（角印）、申出責任部署の責任者の私印等であつて、法人等の組織的な意思が合理的に推認できるものであれば差し支えない）の押印等を求めることが適当である。